

渡島及び檜山地区台風・津波等に伴う災害防止措置の実施要領

(目的)

第1条 この要領は、渡島及び檜山地区台風・津波等対策協議会会則第3条第1号の事項に関し、台風・津波等に伴う災害防止措置の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(台風等に対する船舶等の対応)

第2条 台風及び発達した低気圧に対して船舶等がとるべき措置の内容及び基準は、別表1のとおりとする。

なお、避難措置の実施にあたっては、旅客や積荷の有無、自船の状態、性能等を十分に考慮する。

- 2 会員は、函館地方気象台から発表される次の情報を入手した場合、当該情報入手時をもって措置を開始するものとする。
 - (1) 暴風警報又は暴風雪警報が発表された場合。
 - (2) 暴風又は暴風雪に関する渡島・檜山地方気象情報が発表された場合で、かつ、夜間に「暴風警報又は暴風雪警報」の発表が予定されている旨の記載がある場合。

(津波に対する船舶等の対応)

第3条 津波に対して船舶等がとるべき措置の内容及び基準は、別表2のとおりとする。

なお、避難措置の実施にあたっては、自船の沖だしに要する時間、津波の高さ、津波到達時間等を十分に考慮する。

- 2 会員は、気象庁から発表される津波注意報又は津波警報、大津波警報の情報を入手した場合、当該情報入手時をもって措置を開始するものとする。

(警戒体制等の情報伝達)

第4条 警戒体制等の情報伝達は、会長が行う。

- 2 警戒体制等の情報伝達は、会員に対してFAXで一斉に伝達する。

なお、函館港長又は函館海上保安部長から港則法に基づく勧告等が発出された場合、事務局から会員に対して当該勧告等を伝達するものとし、会員はその周知に協力する。

- 3 本要領に定める各警戒体制の内容を含む港則法に基づく函館港長又は函館海上保安部長からの勧告等が発出された場合、当該勧告等の伝達をもって本要領に基づく各警戒体制の情報伝達を省略する。

(避難中の通信手段の確保)

第5条 会員は、関係する船舶に無線の常時聴取あるいは、船舶電話等の通信手段を確保するように伝達すること。

[改正経緯]

平成19年2月22日 別表1を一部改正（第一警戒体制の措置内容等）

平成19年3月20日 別表2を一部改正（津波に対する危険物積載船舶の対応措置等）

令和元年8月1日 実施要領、別表1及び別表2を一部改正（警戒体制の伝達方法等）

令和2年8月4日 実施要領、別表1及び別表2-1を一部改正

（台風等に対する船舶等の対応）

令和3年11月1日 実施要領、別表1及び別表2-1を一部改正、別表2-2を削除

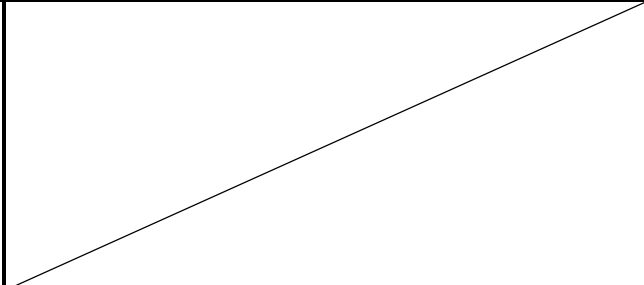
（台風等及び津波に対する船舶等の対応等）

台風等に伴う災害防止の措置の内容及び基準

区 分	船舶等がとるべき措置内容	基準
第一警戒体制	<p>1 危険物荷役は中止するか、いつでも荷役中止可能な体制をとること。</p> <p>2 在港船舶は、荒天準備を行い、必要に応じて直ちに 出港できる準備をすること。 なお、各船の船長は、以後の気象・海象の見通し、 自船の性能や状態、係留地の状況等を勘案し、必要 と認めた時は、港外への避難又は係留を強化すると ともに厳重な警戒体制をとること。</p> <p>3 工事、作業現場においては、荒天準備を行い、 資機材等の流出防止措置を講じること。</p>	<p>1 台風 概ね 12 時間以内に台風の暴風域に入るおそれがある場合。 なお、特に勢力の強い台風（最大風速 40m/s 以上を想定） においては、概ね 18 時間以内に台風の暴風域に入るおそれがある場合。</p> <p>2 低気圧 当該港が所在する予報区に暴風警報、暴風雪警報が発表された場合又は夜間に発表が予定されている場合。</p>
第二警戒体制	<p>1 港内在港船舶は、港外の安全な海域（台風等の影響が少ない他の海域）に避難又は係留を強化するとともに厳重な警戒体制をとること。 なお、次の船舶は、原則として、港外の安全な海域に避難すること。 (1)総トン数 1,000 トン以上の危険物積載船 (2)総トン数 2,000 トン以上の在港船舶</p> <p>2 総トン数 2,000 トン以上の船舶（旅客が乗船中の旅客船及びカーフェリーを除く。）は、原則として入港を見合わせることを。</p> <p>3 工事、作業現場においては、厳重な警戒体制をとること。</p>	<p>1 台風 概ね 6 時間以内に台風の暴風域に入るおそれがある場合。 なお、特に勢力の強い台風（最大風速 40m/s 以上を想定）においては、概ね 12 時間以内に台風の暴風域に入るおそれがある場合。</p> <p>2 低気圧 当該港が所在する予報区に暴風警報、暴風雪警報が発表された場合又は夜間に発表が予定されている場合で、かつ、陸上部における平均風速が 25m/s 以上と予想される場合。</p>
解 除	/	<p>1 台風 台風の暴風域を脱し、かつ、暴風警報が解除され、港内の安全が確認された場合。</p> <p>2 低気圧 当該港が所在する予報区の暴風警報、暴風雪警報が解除され、港内の安全が確認された場合。</p>

※第一警戒体制及び第二警戒体制に示す基準 2 項目「低気圧」にある当該港が所在する予報区に暴風警報、暴風雪警報の発表が「予定されている場合」とは、函館地方気象台から発表される「暴風（暴風雪）に関する渡島・檜山地方気象情報」に「暴風警報」、「暴風雪警報」の発表予定に関する記載がある場合をいう。

津波に伴う災害防止の措置の内容及び基準

区 分	船舶等がとるべき措置内容	基準
第一警戒体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 人命を最優先とした対応を行うこと。 2 各船舶は、荷役・作業を中止のうえ、港外避難又は係留避泊等の状況に応じた適切な措置を完了させ、厳重な警戒体制をとること。 	当該港の所在する予報区（北海道太平洋沿岸西部、北海道日本海沿岸南部）に津波注意報が発表された場合。
第二警戒体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 人命を最優先とした対応を行うこと。 2 入港船舶は入港を取り止め、港外の安全な海域に避難すること。 3 着岸船舶は、荷役・作業を中止し、係留避泊又は港外の安全な海域に避難すること。 4 港内錨泊船は、港外の安全な海域に避難すること。 5 小型船舶は、陸揚げ固縛又は係留強化、場合によっては港外の安全な海域に避難すること。 	当該港の所在する予報区（北海道太平洋沿岸西部、北海道日本海沿岸南部）に津波警報、大津波警報が発表された場合。
解 除		当該港を対象とした津波警報等が解除され、港内の安全が確認された場合。

※参考資料「津波に対する船舶対応表」については、標準的な避難の一例としてご活用下さい。

(参考)

津波に対する船舶対応表

種類	発表される津波の高さ		津波来襲 までの 時間的 余裕	船舶の対応					
	数値での発表 (津波の高さ 予想の区分)	巨大地震の 場合の表現		大型船、中型船(漁船を含む)				小型船(プレジャーボート、小型漁船)	
				港内着岸船		錨泊船、浮標係留船 (作業船を含む)	航行船	港内着岸船	航行船、錨泊船
				危険物積載船舶	一般船舶 (作業船を含む)				
大津波警報	10m超 (10m<高さ)	巨大	無し	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	作業中止 港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後 陸上避難又は港内避泊
	10m (5m<高さ≤10m) 5m (3m<高さ≤5m)		有り	荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 港外退避	作業中止 港外退避	港外退避	陸揚げ固縛又は 係留強化の後陸上避難 (場合によっては港外退避)	着岸のうえ 陸揚げ固縛若しくは 係留強化の後 陸上避難又は港外退避
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い	無し	荷役・作業中止 係留避泊	荷役・作業中止 係留避泊	作業中止 港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後 陸上避難又は港内避泊
			有り	荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	作業中止 港外退避	港外退避	陸揚げ固縛又は 係留強化の後陸上避難 (場合によっては港外退避)	着岸のうえ 陸揚げ固縛若しくは 係留強化の後 陸上避難又は港外退避
津波注意報	1m (0.2m≤高さ≤1m)	—		荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	作業中止 港内避泊 (場合によっては港外退避)	港外退避	陸揚げ固縛又は 係留強化の後陸上避難 (場合によっては港外退避)	着岸のうえ 陸揚げ固縛若しくは 係留強化の後 陸上避難又は港外退避
備考				事業者側で予め 対応マニュアルを作成		錨地として使用されている海 域のうち、津波発生時に流 速が速くなる可能性の高い 海域を予め調査しておく		小型船でも十分津波に対 応できる海域が港外に存在し、 かつ、避難する時間的余裕 がある場合は港外退避でも可	

津波来襲までの時間的余裕

- 有り : 大津波警報・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで)が有る場合
- 無し : 大津波警報・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで)が無い場合

- 大型船 : タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。
- 中型船 : 大型船及び小型船以外の船舶をいう。
- 小型船 : プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶(造船所での陸揚げは含まない)をいう。
- 陸上避難 : 船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置をとる。
- 港内避泊 : 港内の緊急避難海域で錨、機関、スラスターにより津波に対抗する(小型船は流速の遅い水域で津波、漂流物を避航)。
- 係留避泊 : 係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する(陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることを考慮する)。
- 港外退避 : 港外の水深が深く、十分広い海域、沖合に避難する(港外退避中に航行困難となった場合は港内避泊)。
- 陸揚げ固縛 : プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないように固縛する。